

拠出型企業年金保険普通保険約款

アクサ生命保険株式会社

目 次

1. 団体および被保険団体	(第1条)
2. 保険契約者・被保険者および年金の受取人	(第2条～第4条)
3. 単位保険口	(第5条)
4. 協議内容の決定および変更	(第6条)
5. 契約日および責任の開始期	(第7条)
6. 保険料およびその払込	(第8条～第12条)
7. 被保険者の追加加入	(第13条)
8. 年金の支払およびその手続	(第14条～第20条)
9. 契約の取消し、解除、解約および脱退	(第21条～第25条)
10. 契約の協議内容の変更	(第26条～第28条)
11. 保険年齢の計算、保険年齢または性別の誤りの処理	(第29条～第30条)
12. 契約の承継、書面の交付	(第31条～第32条)
13. 契約者配当	(第33条)
14. 時効その他	(第34条～第37条)
15. 配偶者年金特則	(第38条～第45条)

この保険は、企業等においてその所属員が保険料を拠出することによる年金制度の実施について、その確実な保障と円滑な運営をはかることを目的とします。

1. 団体および被保険団体

(団体および被保険団体)

第1条 この普通保険約款（以下「約款」といいます。）で「団体」とは、次の各号の団体をいいます。

- (1) 同一企業または同一官公庁等に任命、雇用または委任等によって従属関係にある者の全部または一部によって構成される団体。ただし、所属員の一部によって構成される団体の場合には、事業場、職種、職制、勤続年数等の客観的基準で区分される者の全員によって構成される団体であって、当会社の認めたものに限ります。
 - (2) 当会社の定める条件を満たす2以上の企業等のいずれかに任命、雇用または委任等によって従属関係にある者の全部または一部によって構成される団体（以下「結合団体」といいます。）
 - (3) その他当社が定める団体
2. この約款で「被保険団体」とは、同一の保険契約（以下「契約」といいます。）に属する被保険者の集団をいいます。
3. この契約締結の際における被保険団体の被保険者の人数は、当会社の定める数以上であることを要します。

2. 保険契約者・被保険者および年金の受取人

(保険契約者)

第2条 この契約の保険契約者（以下「契約者」といいます。）は、次のとおりとします。

- (1) 法人格のある同一企業に属する者による団体の場合は、その企業
- (2) 法人格のない同一企業に属する者による団体の場合は、その企業の事業主
- (3) 結合団体の場合は、その団体を構成するいずれか一つの企業等（法人格のない企業の場合はその企業の事業主）
- (4) その他の団体の場合は、その団体またはその団体を代表する者

(被保険者の要件)

第3条 契約締結または追加加入の際被保険者となる者は、その団体に所属していることを要

します。

(年金の受取人)

第4条 この契約において、基本年金、中途脱退年金および遺族年金（以下「年金」といいます。）の受取人は、次のとおりとし、年金の受取人の変更はできないものとします。ただし、あらかじめ第6条の協議により特にこれと異なる定めがあるときは、その定めに従うものとします。

- (1) 基本年金および中途脱退年金の受取人は、被保険者
- (2) 遺族年金の受取人は、遺族年金被保険者

3. 単位保険口

(単位保険口)

第5条 この契約における単位保険口は、保険料、責任準備金ならびに年金等の計算の基準となるものです。

2. この契約においては、被保険者ごとに1以上の単位保険口を定めるものとします。

4. 協議内容の決定および変更

(協議内容の決定および変更)

第6条 次の各号の事項は、契約締結の際、契約者と当会社と協議のうえ定めます。

- (1) 年金支払期間および保証期間
- (2) 適用する特則の種類およびその内容
- (3) 付加する特約の種類
- (4) 被保険者となる者の資格
- (5) 遺族年金被保険者
- (6) 年金額決定基準
- (7) 年金の支払条件および年金（一時金を支払う場合にはこれも含めます。）の支払方法
- (8) 保険料およびその定め方
- (9) 保険料払込方法および保険料払込期日
- (10) 単位保険口に関する事項
- (11) 保険料の払込がなかった場合の取扱方法
- (12) 被保険者の追加加入日

- (13) 年金の継続受取人
 - (14) 契約者配当金に関する事項
 - (15) 返戻金に関する事項
 - (16) 将来協議内容の変更を行なう方法
 - (17) 契約者から通知を要する事項
 - (18) 結合契約の場合の被保険団体構成者
 - (19) 共同取扱契約の場合の共同取扱に関する事項
 - (20) その他特に必要な事項
2. 前項各号の事項は、契約締結後においても、契約者と当会社と協議のうえ、当会社の定める方法により変更することができます。
3. 第1項第1号から第4号までおよび第6号から第8号までの決定（前項の規定により変更する場合も含まれます。）は、職種、年齢、勤続年数等客観的基準によって定めることを要します。
4. 第1項の協議内容は、契約の一部を構成するものとします。

5. 契約日および責任の開始期

（契約日および責任の開始期）

- 第7条 この契約の契約日は契約者と当会社とが協議のうえ定めた日とし、この日からこの契約締結の際加入した被保険者に対する責任が開始するものとします。
2. 契約者は、前項に定める契約日まで第1回保険料を払い込んでください。
3. 第1項の規定にかかわらず、前項の金額が契約日まで払い込まれないときは、その金額が払い込まれた日から責任を開始するものとします。

6. 保険料およびその払込

（保険料）

- 第8条 この契約の保険料は、次のとおりとします。
- (1) 平準払保険料
この契約締結の際および各保険料払込期日ごとに払い込むべき保険料
 - (2) 一時払保険料
第6条の協議による定めがある場合に払い込むべき保険料
 - (3) 経過責任準備金額に応じて払い込まれる保険料
この契約の経過責任準備金額に応じて会社の定めた日に払い込むべき保険料

2. 前項第1号および第2号の保険料は、この契約における単位保険口数に、第6条の協議により定めた1単位保険口あたりの金額を乗じて得た金額とします。

(保険料の払込)

第9条 第2回以後の平準払保険料は、第6条の協議により定めた保険料払込方法に従い、同条の協議により定めた保険料払込期日までに払い込んでください。この場合、保険料払込期日の翌日から起算して2ヵ月間を猶予期間とします。

2. 一時払保険料は、第6条の協議により定めた日までに払い込んでください。この場合、第6条の協議により、定めた日の翌日から起算して2ヵ月間を猶予期間とします。

(保険料の払込場所)

第10条 保険料は、当会社の本社または当会社の指定した場所に払い込んでください。

(責任準備金の計算および区分)

第11条 当会社は、保険業法および同法にもとづく命令の定めるところにより主務官庁に届け出た予定利率、予定死亡率および予定事業費率ならびに計算方法にもとづいて、責任準備金を計算します。

2. 当会社は、前項の責任準備金を、年金開始期日以後の被保険者にかかる責任準備金と年金開始期日前の被保険者にかかる責任準備金とに区分します。

(保険料の払込がなかった場合の取扱)

第12条 第2回以後の平準払保険料が払い込まれないままで、猶予期間が経過したときは、その保険料払込期日にさかのぼって、この契約をその日以後の保険料の払込が中止された契約として取り扱います。

2. 契約者は、平準払保険料の払込が中止された日の翌日から起算して3年以内に限り、当会社の定める方法により、この契約の平準払保険料の払込を再開させることができます。
3. 第1項により、保険料の払込が中止された契約が、契約者から前項の請求がないまま平準払保険料の払込が中止された日の翌日から起算して3年を経過したときは、当会社は、この契約を解除することができます。
4. 前項の場合でも、その時すでに年金受給権を取得している年金の受取人に関する部分は解除することはできないものとします。

7. 被保険者の追加加入

(被保険者の追加加入)

第13条 契約者は、新たに被保険者となる資格を有するに至った者、またはすでに被保険者となる資格を有する者で加入していなかった者のうちこの契約に加入しようとする者を、保険料払込期日のうち第6条の協議により定めた追加加入日に、被保険者として被保険団体に追加加入させることができます。ただし、第12条または第27条の規定により、この契約の全単位保険口に対応する平準払保険料の払込が中止されているときは、追加加入の取扱はできません。

2. 追加加入日から、追加加入者に対する責任が開始するものとします。
3. 第1項の追加加入を行なう場合には、第8条の平準払保険料を変更します。
4. 前項の平準払保険料が猶予期間内に払い込まれない場合は、追加加入はなかったものとして取り扱います。

8. 年金の支払およびその手続

(基本年金の支払)

第14条 被保険者が基本年金開始期日まで生存した場合には、その時に第4条に定める基本年金の受取人は、基本年金の年金受給権を取得します。この場合、当社は、あらかじめ第6条の協議により定めた内容に従い、基本年金を基本年金の受取人に支払います。

2. あらかじめ第6条の協議による定めのある場合は、当社の定めるところにより前項の基本年金を分割して支払います。この場合、基本年金開始期日以後に第4条に定める基本年金の受取人から申出があった場合には、当社の定める方法により、一括払の取扱を行いません。
3. 1回の支払年金額が当社の定める額に満たない場合には、当社の定める方法により、一括払または将来の基本年金の支払に代えて一時金の支払の取扱を行いません。
4. 基本年金開始期日前に第4条に定める基本年金の受取人から申出がある場合で、あらかじめ第6条の協議による定めがあるときには、当社の定める方法により、将来の基本年金の全部または一部の支払に代えて一時金の支払を行いません。
5. 被保険者が、基本年金開始期日まで生存した場合で、あらかじめ第6条の協議による定めがあるときには、第1項の規定にかかわらず、将来の基本年金の全部または一部について、将来の基本年金の支払に代えて、一時金を支払います。
6. 基本年金開始期日以後、基本年金の受取人である被保険者が死亡した場合に、分割された基本年金に未支払分があるときは、これを第6条の協議により定めた継続受取人に支払います。

(中途脱退年金の支払)

第15条 第4条に定める中途脱退年金の受取人が、あらかじめ第6条の協議により定めた中途脱退年金の年金受給権を取得した場合には、同条の協議により定めた内容に従い、中途脱退年金を中途脱退年金の受取人に支払います。この場合、中途脱退年金の受取人が中途脱退年金の年金受給権を取得した日を中途脱退年金開始期日とします。

2. 前条第2項から第6項までの規定は、本条の場合に準用します。

(遺族年金の支払)

第16条 被保険者が、あらかじめ第6条の協議により定めたところにより、遺族年金の受給資格を取得した後、その受給資格を有している間に死亡した場合には、第4条に定める遺族年金の受取人は、遺族年金の年金受給権を取得します。この場合、当社は、第6条の協議により定めた内容に従い、遺族年金を遺族年金の受取人に支払います。

2. 遺族年金の受取人が遺族年金の年金受給権を取得した日を遺族年金開始期日とします。

3. 指定された遺族年金被保険者が遺族年金開始期日前に死亡したときは、契約者は遺族年金被保険者を再指定してください。この場合、遺族年金開始期日までに再指定が行われなかったときは、その遺族年金が保証期間付であるときは、その保証期間中に支払われるべき遺族年金に限り、その遺族年金の継続受取人または遺族年金の受取人に支払い、その遺族年金が保証期間付でないときは、遺族年金を支払いません。

4. 第14条第2項から第6項までの規定は、本条の場合に準用します。

(保証期間付の場合の年金の支払)

第17条 年金が保証期間付の場合には、次に定めるところによります。

(1) 保証期間の始期は、年金開始期日とします。

(2) 保証期間中に第4条に定める年金の受取人の申出があったときは、保証期間中の未支払の年金の支払に代えて、一時金を支払います。

(3) 保証期間中に年金の受取人である被保険者が死亡したときは、保証期間中の未支払の年金を継続受取人に支払います。この場合、継続受取人の申出があれば、この未支払の年金の支払に代えて、一時金を支払います。

(4) 保証期間と年金支払期間が同一の遺族年金の場合において、遺族年金の年金受給権を取得した遺族年金の受取人から申出があったときは、当社は、あらかじめ第6条の協議により定めた範囲内で、当社の定める方法により、その年金の保証期間、年金支払期間および年金額を変更して支払います。ただし、この場合の遺族年金の受取人からの申出は、その年金受給権取得後1ヵ月以内に限るものとします。

(年金を支払わない場合)

第18条 次の場合には、年金を支払いません。

- (1) 基本年金または中途脱退年金を支払わない場合
継続受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。ただし、その継続受取人が基本年金または中途脱退年金の一部を受け取るようになっていた場合は、その残額を他の継続受取人に支払います。
 - (2) 遺族年金を支払わない場合
 - ① 遺族年金の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。ただし、その遺族年金の受取人が遺族年金の一部を受け取るようになっていた場合は、その残額を他の遺族年金の受取人に支払います。
 - ② 遺族年金の継続受取人が故意に遺族年金被保険者を死亡させたとき。ただし、その継続受取人が遺族年金の一部を受け取るようになっていた場合は、その残額を他の遺族年金の継続受取人に支払います。
2. 年金を支払わないときは、次に定めるところによります。
- (1) 前項第1号または第2号②の場合
未支払の年金の現価を、被保険者（遺族年金の場合は、遺族年金被保険者。）の法定相続人に支払います。
 - (2) 前項第2号①の場合
将来の遺族年金を支払うためのその時の責任準備金を、被保険者の法定相続人に支払います。ただし、あらかじめ第6条の協議により、特にこれと異なる定めのあるときは、その定めに従うものとします。

(年金の請求手続)

第19条 第4条に定める年金の受取人は、年金開始の事由が発生し第1回年金支払日が到来したときは、契約者を經由して、被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本。以下本条において同じ。）および年金の受取人の印鑑証明書を提出して、年金の開始ならびに第1回の年金を請求してください。

2. 第4条に定める年金の受取人は、第2回以後の年金支払日が到来したときは、被保険者の住民票その他生存の事実を証明するに足る書類を提出して、年金を請求してください。
3. 第14条第6項（第15条第2項および第16条第4項の規定により準用される場合を含みます。）または第17条第3号による未支払の年金があるときは、継続受取人は、被保険者（遺族年金の場合には、遺族年金被保険者。）の死亡の事実を証明する住民票ならびに継続受取人の戸籍抄本および印鑑証明書を提出して、未支払の年金を請求してください。
4. 当会社は、前3項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または書類の

提出の省略を認めることがあります。

5. 第14条第2項から第3項まで（第15条第2項および第16条第4項の規定により準用される場合を含みます。）により一括払される年金、第14条第3項から第5項まで（第15条第2項および第16条第4項の規定により準用される場合を含みます。）および第17条第2号から第3号までに定める一時金ならびに第18条第2項により支払われる未支払の年金の現価および責任準備金（以下「一時金等」といいます。）の請求手続については本条の規定を準用します。

（年金の支払の時期と場所）

第20条 年金は、年金の請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、当会社の本社で支払います。

2. 年金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、契約の締結時から年金の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、年金を支払うべき期限は、年金の請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

- (1) 基本年金または中途脱退年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の生存
- (2) 遺族年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の死亡および遺族年金被保険者の生存
- (3) 第18条第1項に該当する可能性がある場合
被保険者または遺族年金被保険者が死亡した原因
- (4) この約款に定める重大事由または詐欺に該当する可能性がある場合
前号に定める事項、第22条第1項第3号①から⑤までに該当する事実の有無
または契約者、被保険者、遺族年金被保険者、年金の受取人もしくは継続受取人の契約締結の目的もしくは年金の請求の意図に関する契約の締結時から年金の請求時までにおける事実

3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、年金を支払うべき期限は、年金の請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

- (1) 前項第3号または第4号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 前項各号に定める事項に関し、契約者、被保険者、遺族年金被保険者、年金の

受取人または継続受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

(4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 前2項に掲げる必要な事項の確認を行なう場合、当社は、年金の受取人または年金請求者に通知をします。
5. 第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者、遺族年金被保険者、年金の受取人または継続受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、当社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。
6. 前5項の規定にかかわらず、第6条の協議により契約者と当社の間に支払に関する取り決めがある場合には、当該取り決めにより支払を行なうものとします。
7. 前6項の規定は、一時金等を支払う場合に準用します。

9. 契約の取消し、解除、解約および脱退

(詐欺による取消し)

第21条 契約者または被保険者の詐欺により契約を締結したときまたは被保険者を追加加入させたときは、当社は、契約者の詐欺による場合にはこの契約を、被保険者の詐欺による場合にはこの契約のその被保険者に関する部分を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料のうちこれらに対する部分は払い戻しません。

(重大事由による解除)

第22条 当社は、次に掲げる事由が契約者によって生じた場合にはこの契約を、それ以外の者によって生じた場合にはこの契約のその被保険者に関する部分（遺族年金被保険者、年金の受取人および継続受取人に関する部分を含みます。以下本条において同じ。）を将来に向かって解除することができます。

- (1) 契約者または受取人による年金を詐取する目的または他人に詐取させる目的での事故招致（未遂を含みます。）
- (2) この契約の年金または一時金等の請求に関する年金の受取人または継続受取人の詐欺（未遂を含みます。）
- (3) 契約者、被保険者、遺族年金被保険者、年金の受取人または継続受取人の次のいずれかへの該当
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含み

ます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

- ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ④ 反社会的勢力により企業等の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
- ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- (4) 当会社の契約者、被保険者、遺族年金被保険者、年金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする前3号の事由と同等の重大な事由

2. 当会社は、年金の支払事由が生じた後においても前項の規定によりこの契約またはこの契約のその被保険者に関する部分を解除することができます。この場合には、その解除された部分に関し、同項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による年金または一時金等(同項第3号のみに該当した場合で、同項同号に該当した者が年金の受取人または継続受取人(以下本項において「年金の受取人等」といいます。))のみであり、かつ、その年金の受取人等が年金または一時金等の一部の受取人であるときは、年金または一時金等のうち、その受取人に支払われるべき年金または一時金等をいいます。以下本項において同じ。)については支払いません。また、すでに年金または一時金等を支払っているときは、当会社は、その返還を請求できます。

3. 本条による解除は、契約者に対する通知によって行ないます。

(契約の解約および解除)

第23条 契約者は、契約の全部または事業場、職種、職制等客観的基準によって区分された一部について将来に向かって解約することができます。

2. 契約者が前項の請求をするときには、必要書類を当会社の本社または当会社の指定した場所に提出してください。
3. 被保険団体の人数が当会社の定める数を欠き、その後次の年単位の契約応当日までに補充できないときは、当会社は、契約を将来に向かって解除することがあります。
4. 第1項および第3項の場合でも、その時すでに年金受給権を取得している年金の受取人に関する部分は解約または解除することはできないものとします。

(返戻金)

第24条 契約の全部または一部が解約または解除された場合もしくは単位保険口数が減口された場合には、当会社の定める方法により計算した返戻金(その時すでに年金受給権を

取得している年金の受取人に関する部分を第22条（重大事由による解除）の規定によって解除した場合は、第17条（保証期間付の場合の年金の支払）第1項第2号に準じた支払金とします。）を、あらかじめ第6条の協議により定めた方法により、それぞれ対応する被保険者（その時すでに年金受給権を取得している年金の受取人に関する部分については、年金の受取人または継続受取人とします。）に支払います。ただし、同条の協議により、特にこれと異なる定めがあるときは、その定めに従うものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、第22条第1項第3号の規定によってこの契約またはこの契約のその被保険者に関する部分を解除した場合で、年金または一時金等の一部の受取人に対して同条第2項の規定を適用し年金または一時金等を支払わないときは、この契約またはこの契約のその被保険者に関する部分のうち支払われない年金または一時金等に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の返戻金を支払います。

3. 第20条第1項から第6項までの規定は、本条の場合に準用します。

（被保険者の脱退）

第25条 契約者は、この契約の継続中、任意に被保険者を被保険団体から脱退させることはできません。

10. 契約の協議内容の変更

（単位保険口数の増口または減口）

第26条 契約者が第6条の協議により、契約の単位保険口数を増口または減口するときは、当会社の定める方法に従うことを要します。

（保険料の払込中止）

第27条 契約者は、第6条の協議により、契約の第2回以後の平準払保険料の払込を、当会社の定める方法により将来に向かって口数単位で中止することができます。この場合、全単位保険口に対応する平準払保険料の払込が中止されたときは、第12条の規定を準用します。

（その他契約の協議内容の変更）

第28条 契約者は、第6条の協議により、前2条に定めるところによるほか、当会社の定めるところにより契約の協議内容の一部を変更することができます。

1 1. 保険年齢の計算、保険年齢または性別の誤りの処理

(保険年齢の計算)

第29条 被保険者（遺族年金の場合には、遺族年金被保険者。）の保険年齢は満年で計算します。ただし、あらかじめ第6条の協議により別に定めのあるときは、その定めに従うものとします。

(保険年齢または性別の誤りの処理)

第30条 契約の締結または追加加入の際、契約申込書に記載された被保険者（遺族年金の場合には、遺族年金被保険者。以下本条において同じ。）の保険年齢に誤りのあった場合には、保険料の更正等契約の継続に必要な処理を行いません。ただし、実際の年齢が当会社の定める範囲外であったときは、当会社は、この契約のその被保険者に関する部分を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料のうちその被保険者に関する部分を契約者に払い戻します。

2. 被保険者の性別に誤りのあった場合には、前項の規定に準じて取り扱います。

1 2. 契約の承継、書面の交付

(契約の承継)

第31条 契約者は、当会社の承諾を得て、契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 第4条に定める年金の受取人（継続受取人を含みます。）は、その権利を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

(書面の交付)

第32条 当会社は、この契約の締結時において、保険法第40条の書面は交付しません。

2. 当会社は、契約者に対して、契約締結の際、被保険者名簿1通を発行し、追加加入の際は、被保険者名簿を追加発行または訂正します。

3. 当会社は、第1回の年金支払に際し、その年金を受け取るべき者に対し年金証書を発行します。

4. 当会社は、契約者の請求があれば、年金開始期日の到来していない被保険者に対し被保険者票を発行します。

1 3. 契約者配当

(契約者配当金)

第33条 当社は、当社の定めるところにより毎事業年度末に積み立てた契約者配当準備金のうちから、この保険種類に属する契約者配当準備金を計算します。

2. 当社は、前項の規定により計算した契約者配当準備金から、次の事業年度における年単位の契約応当日において有効な契約について保険業法および同法にもとづく命令の定めるところにより主務官庁に届け出た方法で契約者配当金を計算します。

3. 前項の規定によって計算した契約者配当金は、第6条の協議により、次の方法で支払います。

- (1) 契約者配当金の全部または一部を前項の契約応当日に現金で支払う方法
- (2) 契約者配当金の全部または一部を前項の契約応当日から当社の定める率の利息をつけて積み立てておき、契約消滅のときまたは契約者から請求があったときに支払う方法

(3) 契約者配当金の全部または一部をもって、前項の契約応当日に、この契約の責任準備金の積増のための保険料にあてる方法

(4) 契約者配当金の全部または一部をもって、前項の契約応当日以後に到来する保険料払込期日に平準払保険料から差し引いて支払う方法

4. 前項の規定にかかわらず、支払の開始している年金に関する契約の部分に対応する契約者配当金は、第6条の協議により、次の方法で支払います。

- (1) 前項第1号または第2号に準じて、その年金を受け取るべき者に支払う方法
- (2) 契約者配当金の全部または一部をもって、第2項の契約応当日に、年金の増額のための保険料にあてる方法

1 4. 時効その他

(時効)

第34条 年金、返戻金その他この契約にもとづく諸支払金を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅します。

(契約内容の一部変更)

第35条 当社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等この契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法にもとづく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、返戻金、保険料および責任準備金の計算の基礎を変更することがあります。

2. 前項の変更を行なった場合でも、すでに年金受給権を取得している年金の受取人の年金額を減額することはありません。
3. 第1項によりこの契約の返戻金、保険料および責任準備金の計算の基礎を変更するときは、変更日の2ヵ月前までに契約者にその旨を通知します。

(必要事項の通知)

第36条 契約者は、あらかじめ第6条の協議により定めたところに従い、保険料算出および年金額算定の基準となる要素に関する事項、年金受給権の取得に関する事項その他重要な事項について、遅滞なく当会社に通知することを要します。

2. 前項の通知に遅滞があり、当社が最後に了知した内容にもとづいて処理した事項については、当社は、最後に了知した内容にもとづく処理に係る責任のみを負うものとします。

(必要事項の報告)

第37条 契約者は、契約上必要な事項について当社が照会した場合、またはそれに関する帳簿その他の閲覧を請求した場合には、報告または閲覧に応ずることを要します。

15. 配偶者年金特則

(特則の適用)

第38条 この特則は、第6条の協議による定めがある場合に適用します。

(この特則の配偶者および配偶者年金の受取人)

第39条 この特則の適用を受ける被保険者（以下この特則において「被保険者」といいます。）に関する基本年金または中途脱退年金の年金受給権の取得日において、被保険者と民法上の婚姻関係にある配偶者をこの特則における配偶者とします。

2. 契約者は、配偶者につき当社の定める事項をあらかじめ第6条の協議により定めた期日までに当社に通知することを要します。
3. 配偶者年金の受取人は、配偶者とし、配偶者年金の受取人の変更はできないものとします。ただし、あらかじめ第6条の協議により特にこれと異なる定めがあるときは、その定めに従うものとします。

(配偶者年金の支払)

第40条 被保険者が基本年金開始期日または中途脱退年金開始期日以後に死亡した場合、その直後の基本年金開始期日または中途脱退年金開始期日の応当日（保証期間付年金の場

合で保証期間中に被保険者が死亡したときは、保証期間終了直後の基本年金開始期日または中途脱退年金開始期日の応当日)にその配偶者が生存しているときは、前条に定める配偶者年金の受取人は、配偶者年金の年金受給権を取得します。この場合、その日以後、当社は、あらかじめ第6条の協議により定めた内容に従い、配偶者年金を配偶者年金の受取人に支払います。

(配偶者年金を支払わない場合)

第41条 次の場合には配偶者年金を支払いません。

- (1) 配偶者年金の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (2) 被保険者が基本年金または中途脱退年金の年金受給権を取得した後、配偶者が離婚または婚姻の取消により被保険者との民法上の婚姻関係を失ったとき
2. 配偶者年金を支払わないときは、次に定めるところによります。

(1) 前項第1号の場合

将来の配偶者年金を支払うためのその時の責任準備金を、被保険者の法定相続人に支払います。ただし、あらかじめ第6条の協議により、特にこれと異なる定めがあるときは、その定めに従うものとします。

(2) 前項第2号の場合

第6条の協議に定めるところにより、将来の基本年金もしくは中途脱退年金の年金額を変更するか、または責任準備金の差額を基本年金もしくは中途脱退年金の受取人に支払います。

(配偶者年金の支払の時期と場所)

第42条 配偶者年金は、配偶者年金の請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、当社の本社で支払います。

2. 配偶者年金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、この特則の適用時から配偶者年金の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、配偶者年金を支払うべき期限は、配偶者年金の請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 配偶者年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者の死亡および配偶者の生存

(2) 前条第1項第1号に該当する可能性がある場合

被保険者が死亡した原因

(3) この特則に定める重大事由またはこの約款に定める詐欺に該当する可能性がある場合

前号に定める事項、第43条第1項第3号①から⑤までに該当する事実の有無

または契約者、被保険者、配偶者、配偶者年金の受取人もしくは配偶者の相続人の特則適用の目的もしくは配偶者年金の請求の意図に関する特則の適用時から配偶者年金の請求時までにおける事実

3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、配偶者年金を支払うべき期限は、配偶者年金の請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

(1) 前項第2号または第3号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

(2) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日

(3) 前項各号に定める事項に関し、契約者、被保険者、配偶者、配偶者年金の受取人または配偶者の相続人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

(4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 前2項に掲げる必要な事項の確認を行なう場合、当社は、配偶者年金の受取人または配偶者年金請求者に通知をします。

5. 第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、配偶者、配偶者年金の受取人または配偶者の相続人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、当社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は配偶者年金を支払いません。

6. 前5項の規定にかかわらず、第6条の協議により契約者と当社の間に支払に関する取り決めがある場合には、当該取り決めにより支払を行なうものとします。

(重大事由による特則の解除)

第43条 当社は、次に掲げる事由が契約者によって生じた場合にはこの特則を、それ以外の者によって生じた場合にはこの特則のその被保険者に関する部分（配偶者、配偶者年金の受取人および配偶者の相続人に関する部分を含みます。以下この特則において同じ。）を将来に向かって解除することができます。

(1) 契約者または配偶者年金の受取人による配偶者年金を詐取する目的または他人に詐取させる目的での事故招致（未遂を含みます。）

(2) この特則の配偶者年金の請求に関する配偶者年金の受取人または配偶者の相続人の詐欺（未遂を含みます。）

(3) 契約者、被保険者、配偶者、配偶者年金の受取人または配偶者の相続人の次の

いずれかへの該当

- ① 反社会的勢力に該当すると認められること
- ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ④ 反社会的勢力により企業等の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
- ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- (4) 当会社の契約者、被保険者、配偶者、配偶者年金の受取人または配偶者の相続人に対する信頼を損ない、この特則の存続を困難とする前3号の事由と同等の重大な事由

2. 当会社は、配偶者年金の支払事由が生じた後においても前項の規定によりこの特則またはこの特則のその被保険者に関する部分を解除することができます。この場合には、その解除された部分に関し、同項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による配偶者年金（同項第3号のみに該当した場合で、同項同号に該当した者が配偶者年金の受取人または配偶者の相続人（以下本項において「配偶者年金の受取人等」といいます。）のみであり、かつ、その配偶者年金の受取人等が配偶者年金の一部の受取人であるときは、配偶者年金のうち、その受取人に支払われるべき配偶者年金をいいます。以下本項において同じ。）については支払いません。また、すでに配偶者年金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求できます。

3. 本条による解除は、契約者に対する通知によって行ないます。

4. この特則が解除された場合には、返戻金はありません。

（特則の解約）

第44条 契約者は、契約のうちこの特則の全部または一部を将来に向かって解約することができます。この場合、第23条第1項、第2項および第4項の規定を準用します。

2. 特則が解約された場合には、返戻金はありません。

（この特則への準用）

第45条 第19条、第21条、第25条、第29条から第31条までおよび第34条の規定は、この特則の規定による配偶者の場合に準用します。この場合、「被保険者」とあるのを「配偶者」と、また、「継続受取人」とあるのを「配偶者の相続人」と読み替えます。

拠出型企業年金保険遺族年金特約条項

この特約は、拠出型企業年金保険契約の遺族年金に加えて特約遺族年金を支払うことにより、遺族保障の充実をはかることを目的とします。

(特約の締結)

第1条 この特約は、拠出型企業年金保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際または締結後、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出により、主契約に付加して締結します。この場合、当社は、被保険者となる者について、健康状態に関する書類の提出を求めることがあります。

2. 前項の規定によりこの特約を主契約に付加して締結している場合、当社は、この特約の適用を受ける被保険者となる者の健康状態のうち、特約遺族年金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項について告知を求めることがあります。この場合には、告知を求められた事項について、当会社に事実の告知をすることを要します。

(特約遺族年金の受取人)

第2条 この特約において、特約遺族年金の受取人は、特約遺族年金被保険者とし、特約遺族年金の受取人の変更はできないものとします。ただし、あらかじめ第6条の協議により特にこれと異なる定めがあるときは、その定めに従うものとします。

(特約遺族年金の支払)

第3条 この特約の適用を受ける被保険者が、あらかじめ第6条の協議により定めたところにより、この特約による特約遺族年金の受給資格を取得した後、その受給資格を有している間に死亡した場合には、その特約遺族年金の受取人は、特約遺族年金の年金受給権を取得します。この場合、当社は、第6条の協議により定めた内容に従い、特約遺族年金を特約遺族年金の受取人に支払います。

2. 特約遺族年金の受取人が特約遺族年金の年金受給権を取得した日を特約遺族年金開始期日とします。
3. 指定された特約遺族年金被保険者が特約遺族年金開始期日前に死亡したときは、契約者は特約遺族年金被保険者を再指定してください。この場合、特約遺族年金開始期日までに再指定が行なわれなかったときは、その特約遺族年金が保証期間付であるときは、その保証期間中に支払われるべき特約遺族年金に限り、その特約遺族年金の継続受取人または特約遺族年金の受取人に支払い、その特約遺族年金が保証期間付でないときは、特約遺族年金を支払いません。
4. 当社は、特約遺族年金の支払開始の際、特約遺族年金の受取人から申出がある場合

で、あらかじめ第6条の協議による定めがあるときには、将来の年金の支払に代えて、一時金を支払います。

5. 第1項の特約遺族年金が保証期間付で、かつその保証期間と年金支払期間が同一のものである場合において、特約遺族年金の年金受給権を取得した特約遺族年金の受取人から申出があったときは、当社は、あらかじめ第6条の協議により定めた範囲内で、当社の定める方法により、その年金の保証期間、年金支払期間および年金額を変更して支払います。ただし、この場合の特約遺族年金の受取人からの申出は、その受給権取得後1ヵ月以内に限るものとします。
6. 前項の規定は、第3項の特約遺族年金の継続受取人の場合に準用します。

(特約遺族年金を支払わない場合)

第4条 次の場合には、特約遺族年金を支払いません。

- (1) 特約遺族年金の受取人が故意にこの特約の適用を受ける被保険者を死亡させたとき。ただし、その特約遺族年金の受取人が特約遺族年金の一部を受け取るようになっていた場合は、その残額を他の特約遺族年金の受取人に支払います。
 - (2) 特約遺族年金の継続受取人が故意に特約遺族年金被保険者を死亡させたとき。ただし、その特約遺族年金の継続受取人が特約遺族年金の一部を受け取るようになっていた場合は、その残額を他の特約遺族年金の継続受取人に支払います。
2. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）第18条第2項の規定は、前項の場合に準用します。

(特約遺族年金の支払の時期と場所)

第5条 特約遺族年金は、特約遺族年金の請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、当社の本社で支払います。

2. 特約遺族年金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、この特約の締結時から特約遺族年金の請求時まで当社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当社の指定した医師による診断を含みます。）を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、特約遺族年金を支払うべき期限は、特約遺族年金の請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - (1) 特約遺族年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
この特約の適用を受ける被保険者の死亡および特約遺族年金被保険者の生存
 - (2) 前条第1項第1号に該当する可能性がある場合
この特約の適用を受ける被保険者または特約遺族年金被保険者が死亡した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

- (4) この特約に定める重大事由もしくは不法取得目的または主契約の普通保険約款に規定する詐欺に該当する可能性がある場合
- 前2号に定める事項、第10条（重大事由による特約の解除）第1項第3号（ア）から（オ）までに該当する事実の有無または契約者、この特約の適用を受ける被保険者、特約遺族年金被保険者、特約遺族年金の受取人もしくは特約遺族年金の継続受取人の特約締結の目的もしくは特約遺族年金の請求の意図に関する特約の締結時から特約遺族年金の請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特約遺族年金を支払うべき期限は、特約遺族年金の請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
- (1) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、この特約の適用を受ける被保険者、遺族年金被保険者、特約遺族年金の受取人または特約遺族年金の継続受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認を行なう場合、当社は、特約遺族年金の受取人または特約遺族年金請求者に通知をします。
5. 第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、特約遺族年金被保険者、特約遺族年金の受取人もしくは特約遺族年金の継続受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約遺族年金を支払いません。
6. 前5項の規定にかかわらず、第6条の協議により契約者と当社の間に支払に関する取り決めがある場合には、当該取り決めにより支払を行なうものとします。
7. 前6項の規定は、一時金を支払う場合に準用します。

（特約内容の決定）

第6条 次の各号の事項は、この特約締結の際、契約者と当社と協議のうえ定めます。

- (1) 特約遺族年金の年金支払期間および保証期間
- (2) この特約の適用を受ける被保険者となる者の資格
- (3) 特約遺族年金の年金額決定基準
- (4) 特約遺族年金の受給資格取得およびその存続の要件
- (5) 特約遺族年金被保険者の指定およびその変更の方法
- (6) 特約遺族年金の継続受取人
- (7) 特約遺族年金の支払条件および特約遺族年金（一時金を支払う場合にはこれも含めます。）の支払方法
- (8) その他特に必要な事項

(特約保険料)

第7条 この特約に対する保険料（以下「特約保険料」といいます。）については、主契約の平準払保険料とともに払い込んでください。

(特約の解約)

第8条 契約者は、この特約の全部または一部を将来に向かって解約することができます。

2. 前項の場合でも、その時すでに特約遺族年金の年金受給権を取得している特約遺族年金の受取人に関する部分は、解約することはできないものとします。
3. 特約保険料が払い込まれないときまたは主契約の平準払保険料の払込が中止されるときは、この特約は、すでに特約遺族年金の年金受給権を取得している特約遺族年金の受取人に関する部分を除いて解約されたものとして取り扱います。
4. 前項により、この特約が解約された後に、主契約の平準払保険料の払込が再開されるときは、当会社の定めるところによりこの特約は同時に復旧するものとします。
5. 主契約において単位保険口に対応する平準払保険料の払込が中止されるときは、その単位保険口に対するこの特約のその被保険者に関する部分は、解約されたものとして取り扱います。この場合、前項の規定を準用します。

(告知義務違反による特約の解除)

第9条 契約者が、故意または重大な過失によって、第1条第2項の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向かってその告知を求めた事項の内容に応じてこの特約またはこの特約のその被保険者に関する部分（特約遺族年金被保険者、特約遺族年金の受取人および特約遺族年金の継続受取人に関する部分を含みます。以下この特約において同じ。）を解除することができます。

2. この特約の適用を受ける被保険者が、故意または重大な過失によって、第1条第2項の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実で

ないことを告げた場合には、当社は、将来に向かってこの特約のその被保険者に関する部分を解除することができます。

3. 特約遺族年金の支払事由が生じた後においても、当社は、前2項の規定によってこの特約またはこの特約のその被保険者に関する部分を解除することができます。この場合には、特約遺族年金を支払いません。また、すでに特約遺族年金を支払っているときにはその返還を請求できます。
4. 前項の規定にかかわらず、契約者、この特約の適用を受ける被保険者、特約遺族年金被保険者、特約遺族年金の受取人または特約遺族年金の継続受取人が、特約遺族年金の支払事由の発生が解除の原因となった事実にもとづかないことを証明した場合には、特約遺族年金を支払います。
5. 本条による解除は、契約者に対する通知によって行ないます。
6. 次の各号のいずれかの場合には、当社は、第1項または第2項の解除をすることはできません。
 - (1) この特約の締結、この特約の適用を受ける被保険者の追加加入、この特約の復旧または単位保険口数の増口の際に、当社が特約の解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者が、契約者またはこの特約の適用を受ける被保険者が第1条第2項の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、契約者またはこの特約の適用を受ける被保険者に対し、第1条第2項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
7. 前項第2号および第3号は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても契約者またはこの特約の適用を受ける被保険者が第1条第2項の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には適用しません。
8. 本条による特約の解除権は、次の各号の場合には消滅します。
 - (1) 当社が解除の原因となる事実を知った日から起算して1ヵ月が経過したとき
 - (2) この特約の締結の日、追加加入日、この特約の復旧の日または単位保険口数の増口の日から起算して2年以上継続して被保険者であったとき

(重大事由による特約の解除)

第10条 当社は、次に掲げる事由が契約者によって生じた場合にはこの特約を、それ以外の者によって生じた場合にはこの特約のその被保険者に関する部分を将来に向かって解除することができます。

- (1) 契約者または特約遺族年金の受取人による特約遺族年金を詐取する目的または他人に詐取させる目的での事故招致（未遂を含みます。）

- (2) この特約の特約遺族年金または一時金の請求に関する特約遺族年金の受取人または特約遺族年金の継続受取人の詐欺（未遂を含みます。）
 - (3) 契約者、この特約の適用を受ける被保険者、遺族年金被保険者、特約遺族年金の受取人または特約遺族年金の継続受取人の次のいずれかへの該当
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 反社会的勢力により企業等の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) 当会社の契約者、この特約の適用を受ける被保険者、遺族年金被保険者、特約遺族年金の受取人または特約遺族年金の継続受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前3号の事由と同等の重大な事由
2. 当会社は、特約遺族年金の支払事由が生じた後においても前項の規定によりこの特約またはこの特約のその被保険者に関する部分を解除することができます。この場合には、その解除された部分に関し、同項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約遺族年金または一時金（同項第3号のみに該当した場合で、同項同号に該当した者が特約遺族年金の受取人または特約遺族年金の継続受取人（以下本項において「特約遺族年金の受取人等」といいます。）のみであり、かつ、その特約遺族年金の受取人等が特約遺族年金または一時金の一部の受取人であるときは、特約遺族年金または一時金のうち、その受取人に支払われるべき特約遺族年金または一時金をいいます。以下本項において同じ。）については支払いません。また、すでに特約遺族年金または一時金を支払っているときには、当会社は、その返還を請求できます。
3. 本条による解除は、契約者に対する通知によって行ないます。

（特約の返戻金）

第11条 この特約が解約または解除された場合には、返戻金その他の払い戻すべき金額はありません。

（不法取得目的による無効）

第12条 契約者またはこの特約の適用を受ける被保険者が、特約遺族年金を不法に取得する目的または他人に特約遺族年金を不法に取得させる目的（以下本条において「不法取得

目的」といいます。)をもって、この特約を締結したときまたはその被保険者について追加加入をしたときは、契約者に不法取得目的があった場合には主契約およびこの特約を、その被保険者に不法取得目的があった場合にはその被保険者に関する主契約およびこの特約の部分を無効とし、すでに払い込まれた保険料のうちこれらに対する部分は払い戻しません。

(単位保険口の増口または減口時の取扱)

第13条 主契約の単位保険口数が増口または減口されるときは、増口または減口された単位保険口に対するこの特約のその被保険者に関する部分は、当会社の定めるところにより取り扱います。

(主約款の準用)

第14条 この特約に別段の定めのない場合は、主約款の規定を準用します。

(保険法施行に伴う特約保険料の未経過分に関する取扱)

第15条 保険法の施行日(以下本条において「施行日」といいます。)以後に締結した主契約(以下「施行日後新契約」といいます。)に付加された特約については、特約保険料の払込後、次回の特約保険料の保険料払込期日(以下「次回特約保険料払込期日」といいます。)までの間に解約または解除により当該特約が消滅した場合(以下「期中特約消滅」といいます。)には、第11条の規定にかかわらず、当会社は、すでに払い込まれた特約保険料のうち期中特約消滅時から次回特約保険料払込期日までの期間(1ヵ月未満の端数は切り捨てます。)に応じた部分(以下「特約保険料の未経過分」といいます。)を契約者に返還します。

2. 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、施行日後新契約に付加された特約の期中特約消滅であっても、特約保険料の未経過分は返還しません。

- (1) 施行日前から当会社との間で締結されていた主契約に関し、当該主契約の契約者の合併、分割その他これらに類する事由によって、施行日後新契約を締結した場合
- (2) 施行日前から契約者が当会社以外の生命保険会社との間で施行日後新契約と同種の保険契約を締結していた場合

付則（民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行に関する取扱（拋出型企業年金保険））

拋出型企業年金保険普通保険約款第30条（保険年齢または性別の誤りの処理）第1項に規定する年齢の誤りの処理について、その誤った申込に対する承諾が民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行日前に行なわれていた場合には、同項の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「契約の締結または追加加入の際、契約申込書に記載された被保険者（遺族年金の場合には、遺族年金被保険者。以下本条において同じ。）の保険年齢に誤りのあった場合には、保険料の更正等契約の継続に必要な処理を行いません。ただし、実際の年齢が当会社の定める範囲外であったときは、原則としてこの契約のその被保険者に関する部分は無効とし、すでに払い込まれた保険料を契約者に払い戻します。」

